

●香川県監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年7月22日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	香川	芳文
同	高城	宗幸

- 1 監査対象部局 危機管理総局
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
消防学校	平成28年4月22日
危機管理課	平成28年5月16日
くらし安全安心課（消費生活センター）	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 旅費の支給について

県内旅費の支給について、誤払いがあったので、返納させる必要がある。また、自家用車を使用した出張に旅費を支給していないものがあったので、旅費を支給する必要がある。（危機管理課）

(3) 検討指示事項

該当事項なし